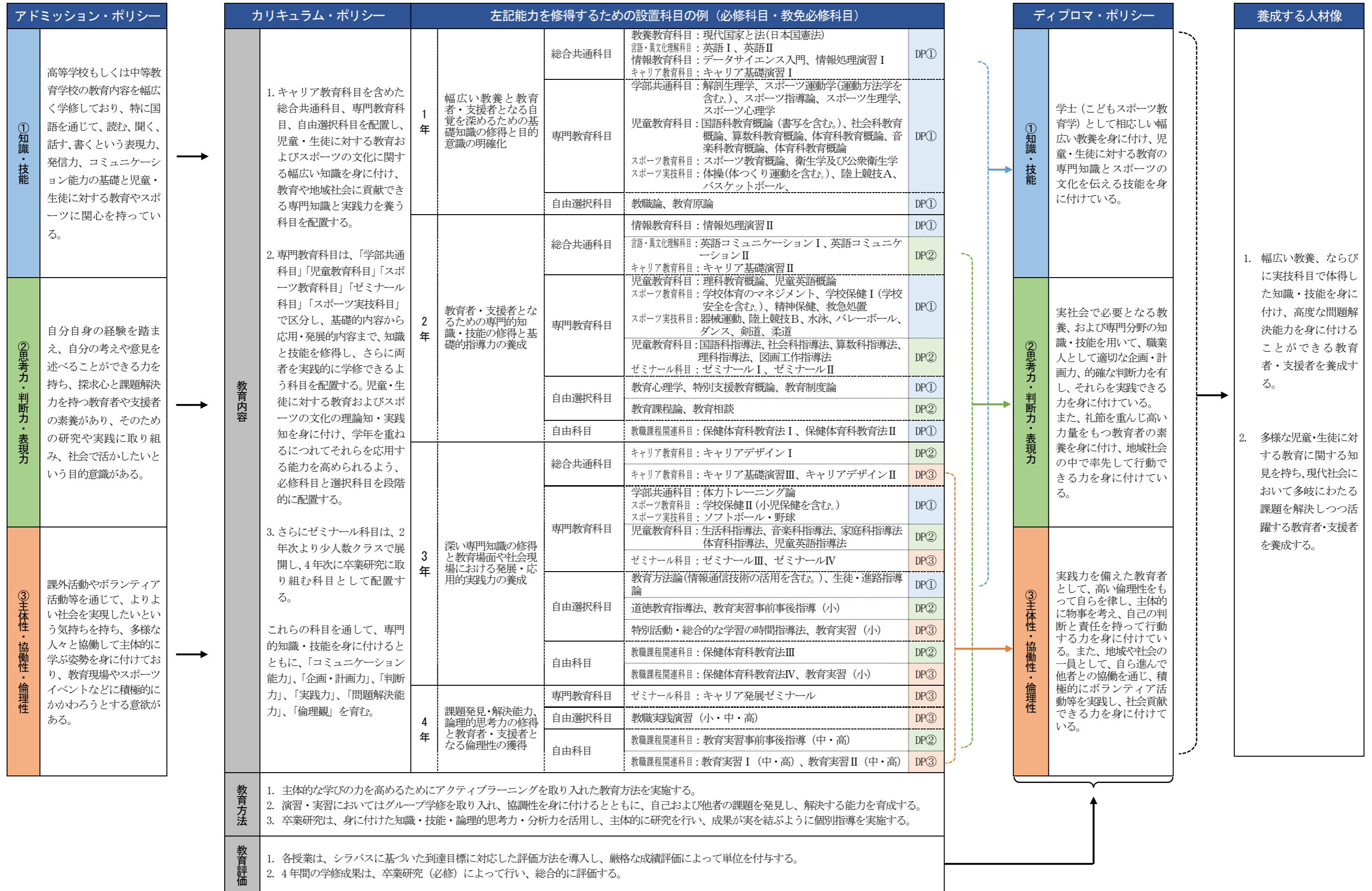


設置の趣旨等を記載した書類
(スポーツ学部 こどもスポーツ教育学科)

資料目次

- 【資料1】 3つの方針、授業科目および養成する人材像との関係
- 【資料2】 こどもスポーツ教育学科カリキュラムツリー
- 【資料3】 こどもスポーツ教育学科カリキュラムマップ
- 【資料4】 スポーツ学部 こどもスポーツ教育学科 履修モデル
(小学校教諭一種免許状)
- 【資料5】 スポーツ学部 こどもスポーツ教育学科 履修モデル
(小学校教諭一種免許状と中学校教諭一種免許状(保健体育)・高等学校教諭
一種免許状(保健体育))
- 【資料6-1】 北九州市立小学校一覧
- 【資料6-2】 北九州市立中学校一覧
- 【資料6-3】 北九州市立高等学校
- 【資料7】 福原学園就業規程
- 【資料8】 福原学園特任教員規程
- 【資料9】 教室使用計画
- 【資料】 実習受入承諾書



CP	区分	1年次		2年次		3年次		4年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
		幅広い教養と教育者・支援者となる自覚を深めるための基礎知識の修得と目的意識の明確化		教育者・支援者となるための専門的知識・技能の修得と基礎的指導力の養成		深い専門知識の修得と教育場面や社会現場における発展・応用的実践力の養成		課題発見・解決能力、論理的思考力の修得と教育者・支援者となる倫理性の獲得	
<p>こどもスポーツ教育学科は、大学の教育課程編成・実施の方針（CP）に掲げる目標を達成するために、総合共通科目、専門教育科目を体系的に編成し、科目を配置する。教育内容、教育方法、教育評価については、以下のとおり方針を定める。</p> <p>① 教育内容</p> <p>1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目を配置し、児童・生徒に対する教育およびスポーツの文化に関する幅広い知識を身に付け、教育や地域社会に貢献できる専門知識と実践力を養う科目を配置する。</p> <p>2. 専門教育科目は、「学部共通科目」「児童教育科目」「スポーツ教育科目」「ゼミナール科目」「スポーツ実技科目」で区分し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、知識と技能を修得し、さらに両者を実践的に学修できるよう科目を配置する。児童・生徒に対する教育およびスポーツの文化の理論知・実践知を身に付け、学年を重ねるにつれてそれらを応用する能力を高められるよう、必修科目と選択科目を段階的に配置する。</p> <p>3. さらにゼミナール科目は、2年次より少人数クラスで展開し、4年次に卒業研究に取り組む科目として配置する。</p> <p>これらの科目を通して、専門的知識・技能を身に付けるとともに、「コミュニケーション能力」、「企画・計画力」、「判断力」、「実践力」、「問題解決能力」、「倫理観」を育む。</p> <p>② 教育方法</p> <p>1. 主体的な学びの力を高めるためにアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施する。</p> <p>2. 演習・実習においてはグループ学修を取り入れ、協調性を身に付けるとともに、自己および他者の課題を発見し、解決する能力を育成する教育を実施する。</p> <p>3. 卒業研究は、身に付けた知識・技能・論理的思考力・分析力を活用し、主体的に研究を行い、成果が実を結ぶように個別指導を実施する。</p> <p>③ 教育評価</p> <p>1. 各授業は、シラバスに基づいた到達目標に対応した評価方法を導入し、厳格な成績評価によって単位を付与する。</p> <p>2. 4年間の学修成果は、卒業研究（必修）によって行い、総合的に評価する。</p>	<p>総合共通科目</p> <p>教養教育科目「○現代国家と法（日本国憲法）」など</p> <p>言語・異文化理解科目「●英語Ⅰ」「●英語Ⅱ」「○英語コミュニケーションⅠ」「○英語コミュニケーションⅡ」など</p> <p>情報教育科目「●データサイエンス入門」「○情報処理演習Ⅰ」「○情報処理演習Ⅱ」など</p> <p>キャリア教育科目「●キャリアデザインⅠ」「●キャリアデザインⅡ」など</p> <p>キャリア教育科目「●キャリア基礎演習Ⅰ」「●キャリア基礎演習Ⅱ」「●キャリア基礎演習Ⅲ」</p>	<p>学部共通科目</p> <p>○解剖生理学</p> <p>○スポーツ運動学(運動方法学を含む。)</p> <p>●スポーツ指導論</p> <p>○スポーツ生理学</p> <p>○スポーツバイオメカニクス</p> <p>●スポーツ社会学</p> <p>○スポーツ心理学</p> <p>●スポーツ医学</p> <p>●スポーツ栄養学</p> <p>○体力トレーニング論</p> <p>●レクリエーション論</p>	<p>児童教育科目</p> <p>○体育科教育概論</p> <p>○図画工作指導法</p> <p>○生活科指導法</p> <p>○家庭科指導法</p> <p>○理科教育概論</p> <p>○理科指導法</p> <p>○体育科指導法</p> <p>●ダンス指導法</p> <p>○国語科教育概論(書写を含む。)</p> <p>○国語科指導法</p> <p>○社会科教育概論</p> <p>○社会科指導法</p> <p>○算数科教育概論</p> <p>○算数科指導法</p> <p>○児童英語概論</p> <p>○児童英語指導法</p> <p>○音楽科教育概論</p> <p>○音楽科指導法</p> <p>●キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅰ</p> <p>●キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅱ</p> <p>●キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅲ</p> <p>●キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅳ</p>	<p>スポーツ教育科目</p> <p>○衛生学及び公衆衛生学</p> <p>●スポーツ教育概論</p> <p>○学校体育のマネジメント</p> <p>●学校体育指導演習</p> <p>○器械運動指導法(体づくり運動を含む。)</p> <p>●陸上競技指導法</p> <p>●球技指導法A</p> <p>●球技指導法B</p> <p>●武道指導法</p> <p>○学校保健Ⅰ(学校安全を含む。)</p> <p>○学校保健Ⅱ(小児保健を含む。)</p> <p>●学校保健指導演習</p> <p>○精神保健</p> <p>●ジュニアスポーツ論</p> <p>●ジュニアスポーツ指導演習</p> <p>○救急処置</p>	<p>ゼミナール科目</p> <p>●ゼミナールⅠ</p> <p>●ゼミナールⅡ</p> <p>●ゼミナールⅢ</p> <p>●ゼミナールⅣ</p> <p>●キャリア発展ゼミナール</p> <p>卒業研究の作成</p>	<p>スポーツ実技科目</p> <p>○体操(体づくり運動を含む。)</p> <p>○陸上競技A</p> <p>○バスケットボール</p> <p>○サッカー</p> <p>○器械運動</p> <p>○陸上競技B</p> <p>○水泳</p> <p>○バレーボール</p> <p>●バドミントン</p> <p>●ダンス</p> <p>○剣道</p> <p>○柔道</p> <p>●ソフトボール・野球</p> <p>●テニス</p> <p>●レクリエーション実技</p> <p>●ラグビー</p> <p>○ハンドボール</p> <p>●キャンプ</p>	<p>自由選択科目</p> <p>「○教職論」「○教育原論」「○教育心理学」「○特別支援教育概論」「○教育制度論」「○教育課程論」「○道徳教育指導法」「○教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)」</p> <p>「○特別活動・総合的な学習の時間指導法」「○生徒・進路指導論」「○教育相談」「○学校体験活動」「○教育実習(小)」「○教育実習事前事後指導(小)」「○教職実践演習(小・中・高)」</p> <p>副専攻プログラム科目</p> <p>教職課程関連科目</p> <p>「○保健体育科教育法Ⅰ」「○保健体育科教育法Ⅱ」「○保健体育科教育法Ⅲ」「○保健体育科教育法Ⅳ」「○教育実習Ⅰ(中・高)」「○教育実習Ⅱ(中・高)」「○教育実習事前事後指導(中・高)」</p> <p>K-CIP関連科目</p>	<p>DP</p> <p>こどもスポーツ教育学科は、総合的な教養、児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する教育者・支援者を養成することを目指す。この人材育成方針をもとに、以下を満たした学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <p>【知識・技能】</p> <p>学士（こどもスポーツ教育学）として相応しい幅広い教養を身に付け、児童・生徒に対する教育の専門知識とスポーツの文化を伝える技能を身に付けている。</p> <p>【思考力・判断力・表現力】</p> <p>実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を用いて、職業人として適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる力を身に付けている。また、礼節を重んじ高い力量をもつ教育者の素養を身に付け、地域社会の中で率先して行動できる力を身に付けている。</p> <p>【主体性・協働性・倫理性】</p> <p>実践力を備えた教育者として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、地域や社会の一員として、自ら進んで他者との協働を通じ、積極的にボランティア活動等を実践し、社会貢献できる力を身に付けている。</p>	
	<p>●学部共通科目</p>	<p>●児童教育科目</p>	<p>●スポーツ教育科目</p>	<p>●ゼミナール科目</p>	<p>●スポーツ実技科目</p>	<p>○教免必修科目</p>	<p>※朱書きの科目は学科間で同様の科目</p>		
	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>		

カリキュラムマップ

◎: DPと科目の授業到達目標と特に関係する

①知識・技能

学士(こどもスポーツ教育学)として相応しい幅広い教養を身に付け、児童・生徒に対する教育の専門知識とスポーツの文化を伝える技能を身に付けている。

②思考力・判断力・表現力

実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を用いて、職業人として適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる力を身に付けている。また、礼節を重んじ高い力量をもつ教育者の素養を身に付け、地域社会の中で率先して行動できる力を身に付けている。

③主体性・協働性・倫理性

実践力を備えた教育者として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、地域や社会の一員として、自ら進んで他者との協働を通じ、積極的にボランティア活動等を実践し、社会貢献できる力を身に付けている。

区分	授業科目	授業形態	単位数			配当年次	DPと授業到達目標との関係					
			必修	選択	自由		① 知識・技能	② 思考力・判断力・表現力	③ 主体性・協働性・倫理性			
総合共通科目	教養教育科目	文化・芸術領域	ことばと日本文化	講義		2		1・2前後	◎			
		スポーツの文化	講義		2		1・2前後			◎		
		ことばと異文化	講義		2		1・2前後	◎				
		情報文化論	講義		2		1・2前後		◎			
		歴史・社会領域	歴史と国際情勢	講義		2		1・2前後	◎			
			現代国家と法(日本国憲法)	講義		2		1・2前後	◎			
			暮らしと経済	講義		2		1・2前後	◎			
			人権・同和教育	講義		2		1・2前後	◎			
		人間・環境領域	人間と哲学	講義		2		1・2前後		◎		
			生命と地球	講義		2		1・2前後		◎		
			心の科学	講義		2		1・2前後			◎	
			共生社会を生きる	講義		2		1・2前後			◎	
		言語・異文化理解科目	日本語	日本語表現法Ⅰ	演習		1		1後	◎		
				日本語表現法Ⅱ	演習		1		2前	◎		
日本語表現法Ⅲ	演習				1		2後	◎				
英語	英語Ⅰ		演習	1			1前	◎				
	英語Ⅱ		演習	1			1後	◎				
	英語コミュニケーションⅠ		演習		1		2前		◎			
	英語コミュニケーションⅡ		演習		1		2後		◎			
	実用英語		演習		1		2前		◎			
中国語	中国語Ⅰ		演習		1		1前	◎				
	中国語Ⅱ		演習		1		1後	◎				
	中国語Ⅲ		演習		1		2前		◎			
	中国語Ⅳ		演習		1		2後		◎			
	実用中国語		演習		1		2前		◎			
韓国語	韓国語Ⅰ		演習		1		1前	◎				
	韓国語Ⅱ		演習		1		1後	◎				
	韓国語Ⅲ		演習		1		2前		◎			
	韓国語Ⅳ		演習		1		2後		◎			
	実用韓国語		演習		1		2前		◎			
イングリッシュワークショップ	演習			1		1前後			◎			
海外研修	実習		2		1~4前集中			◎				
情報教育科目	データサイエンス入門	演習	1			1前	◎					
	情報処理演習Ⅰ	演習	1			1後	◎					
	情報処理演習Ⅱ	演習		1		2前	◎					
	情報処理演習Ⅲ	演習		1		2後	◎					
キャリア教育科目	キャリアデザイン領域	キャリア基礎演習Ⅰ	演習	1			1集中	◎				
		キャリア基礎演習Ⅱ	演習	1			2集中		◎			
		キャリア基礎演習Ⅲ	演習	1			3集中			◎		
		キャリアデザインⅠ	演習	1			3前		◎			
		キャリアデザインⅡ	演習	1			3後			◎		
		インターンシップ(企業研修)	実習		2		2集中			◎		
	キャリア発展領域	スキルアップ講座A	演習		1		3後	◎				
		スキルアップ講座B	演習		1		2(3)前	◎				
		スキルアップ講座C	演習		1		2(3)後	◎				
		スキルアップ講座G	演習		1		3(4)前	◎				
		スキルアップ講座H	演習		1		3(4)後	◎				
		スキルアップ講座R	演習		1		3(4)前	◎				
スキルアップ講座S	演習		1		3(4)後	◎						
小計(49科目)			9	54	0	—						

カリキュラムマップ

◎: DPと科目の授業到達目標と特に関係する

①知識・技能

学士(こどもスポーツ教育学)として相応しい幅広い教養を身に付け、児童・生徒に対する教育の専門知識とスポーツの文化を伝える技能を身に付けている。

②思考力・判断力・表現力

実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を用いて、職業人として適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる力を身に付けている。また、礼節を重んじ高い力量をもつ教育者の素養を身に付け、地域社会の中で率先して行動できる力を身に付けている。

③主体性・協働性・倫理性

実践力を備えた教育者として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、地域や社会の一員として、自ら進んで他者との協働を通じ、積極的にボランティア活動等を実践し、社会貢献できる力を身に付けている。

区分	授業科目	授業形態	単位数			配当年次	DPと授業到達目標との関係		
			必修	選択	自由		① 知識・技能	② 思考力・判断力・表現力	③ 主体性・協働性・倫理性
学部 共通科目	解剖生理学	講義		2		1前	◎		
	スポーツ運動学(運動方法学を含む。)	講義		2		1前	◎		
	スポーツ指導論	講義	2			1前	◎		
	スポーツ生理学	講義		2		1後	◎		
	スポーツバイオメカニクス	講義		2		1後	◎		
	スポーツ社会学	講義		2		1後	◎		
	スポーツ心理学	講義		2		1後	◎		
	スポーツ医学	講義		2		2前	◎		
	スポーツ栄養学	講義		2		2後	◎		
	体力トレーニング論	講義		2		3前	◎		
	レクリエーション論	講義		2		4前	◎		
専門 教育科目	国語科教育概論(書写を含む。)	講義	2			1後	◎		
	社会科教育概論	講義	2			1後	◎		
	算数科教育概論	講義	2			1後	◎		
	理科教育概論	講義	2			2前	◎		
	児童英語概論	講義		2		2後	◎		
	音楽科教育概論	演習		2		1後	◎		
	体育科教育概論	演習	2			1前	◎		
	国語科指導法	演習		2		2前		◎	
	社会科指導法	演習		2		2前		◎	
	算数科指導法	演習		2		2前		◎	
	理科指導法	演習		2		2後		◎	
	生活科指導法	演習		2		3前		◎	
	音楽科指導法	演習		2		3前		◎	
	図画工作指導法	演習		2		2前		◎	
	家庭科指導法	演習		2		3前		◎	
	体育科指導法	演習		2		3前		◎	
	児童英語指導法	演習		2		3前		◎	
	水泳指導法	実習		2		3前		◎	
	ダンス指導法	実習		2		3前		◎	
	キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅰ	演習		1		2後	◎		
キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅱ	演習		1		3前	◎			
キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅲ	演習		1		3後		◎		
キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅳ	演習		1		4通		◎		
スポ ーツ 教育 科目	スポーツ教育概論	講義	2			1後	◎		
	学校体育のマネジメント	講義		2		2後	◎		
	学校体育指導演習	演習		2		2後		◎	
	器械運動指導法(体づくり運動を含む。)	実習		1		3前	◎		
	陸上競技指導法	実習		1		3後	◎		
	球技指導法A	実習		1		3後	◎		
	球技指導法B	実習		1		3後	◎		
	武道指導法	実習		1		3後	◎		
	学校保健Ⅰ(学校安全を含む。)	講義		2		2後	◎		
	学校保健Ⅱ(小児保健を含む。)	講義		2		3前	◎		
	精神保健	講義		2		2後	◎		
	学校保健指導演習	演習		2		3後		◎	
	ジュニアスポーツ論	講義		2		2前	◎		
	ジュニアスポーツ指導演習	演習		2		2後		◎	
	衛生学及び公衆衛生学	講義		2		1前	◎		
救急処置	講義		2		2前後	◎			

カリキュラムマップ

◎: DPと科目の授業到達目標と特に関係する

①知識・技能

学士(こどもスポーツ教育学)として相応しい幅広い教養を身に付け、児童・生徒に対する教育の専門知識とスポーツの文化を伝える技能を身に付けている。

②思考力・判断力・表現力

実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を用いて、職業人として適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる力を身に付けている。また、礼節を重んじ高い力量をもつ教育者の素養を身に付け、地域社会の中で率先して行動できる力を身に付けている。

③主体性・協働性・倫理性

実践力を備えた教育者として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、地域や社会の一員として、自ら進んで他者との協働を通じ、積極的にボランティア活動等を実践し、社会貢献できる力を身に付けている。

区分	授業科目	授業形態	単位数			配当年次	DPと授業到達目標との関係			
			必修	選択	自由		① 知識・技能	② 思考力・判断力・表現力	③ 主体性・協働性・倫理性	
専門教育科目	ゼミナール	ゼミナールⅠ		2		2前		◎		
		ゼミナールⅡ		2		2後		◎		
		ゼミナールⅢ		2		3前			◎	
		ゼミナールⅣ		2		3後			◎	
		キャリア発展ゼミナール		4		4通			◎	
	スポーツ実技科目	体操(体づくり運動を含む。)	実技		1		1前後	◎		
		器械運動	実技		1		2前後	◎		
		陸上競技A	実技	1			1前後	◎		
		陸上競技B	実技		1		2前後	◎		
		水泳	実技	1			2前後	◎		
		バスケットボール	実技		1		1前後	◎		
		バレーボール	実技		1		2前後	◎		
		サッカー	実技		1		1前後	◎		
		ハンドボール	実技		1		2前	◎		
		ラグビー	実技		1		2前	◎		
		ソフトボール・野球	実技		1		3前後	◎		
		テニス	実技		1		3前後	◎		
		バドミントン	実技		1		2前後	◎		
		ダンス	実技		1		2前後	◎		
		剣道	実技		1		2前後	◎		
柔道	実技		1		2前後	◎				
レクリエーション実技	実技		1		3後		◎			
キャンプ	実技		1		1～4集中		◎			
小計(73科目)			28	93	0	—				
自由選択科目	教職論	講義		2		1前後	◎			
	教育原論	講義		2		1後	◎			
	教育心理学	講義		2		2前	◎			
	特別支援教育概論	講義		1		2前	◎			
	教育制度論	講義		2		2前	◎			
	教育課程論	講義		2		2後		◎		
	道徳教育指導法	講義		2		3後		◎		
	教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)	講義		2		3後	◎			
	特別活動・総合的な学習の時間指導法	講義		2		3前			◎	
	生徒・進路指導論	講義		2		3前	◎			
	教育相談	講義		2		2後		◎		
	学校体験活動	演習		2		3前後			◎	
	教育実習(小)	実習		4		3後集中			◎	
	教育実習事前事後指導(小)	講義		1		3通		◎		
	教職実践演習(小・中・高)	演習		2		4後			◎	
小計(15科目)			0	30	0	—				

カリキュラムマップ

◎: DPと科目の授業到達目標と特に関係する

①知識・技能

学士(こどもスポーツ教育学)として相応しい幅広い教養を身に付け、児童・生徒に対する教育の専門知識とスポーツの文化を伝える技能を身に付けている。

②思考力・判断力・表現力

実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を用いて、職業人として適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる力を身に付けている。また、礼節を重んじ高い力量をもつ教育者の素養を身に付け、地域社会の中で率先して行動できる力を身に付けている。

③主体性・協働性・倫理性

実践力を備えた教育者として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、地域や社会の一員として、自ら進んで他者との協働を通じ、積極的にボランティア活動等を実践し、社会貢献できる力を身に付けている。

区分	授業科目	授業形態	単位数			配当年次	DPと授業到達目標との関係			
			必修	選択	自由		① 知識・技能	② 思考力・判断力・表現力	③ 主体性・協働性・倫理性	
	教職課程関連科目									
	保健体育科教育法Ⅰ	講義			2	2前	◎			
	保健体育科教育法Ⅱ	講義			2	2後	◎			
	保健体育科教育法Ⅲ	講義			2	3前		◎		
	保健体育科教育法Ⅳ	講義			2	3後			◎	
	教育実習Ⅰ(中・高)	実習			2	4集中			◎	
	教育実習Ⅱ(中・高)	実習			2	4集中			◎	
	教育実習事前事後指導(中・高)	講義			1	4通		◎		
	K-CIP関連科目									
自由科目	公務員試験概論	演習			1	1前(後)	◎			
	数的処理Ⅰ	演習			1	1後	◎			
	社会科学Ⅰ	演習			1	1後	◎			
	教職一般教養Ⅰ	演習			1	1前	◎			
	教職一般教養Ⅱ	演習			1	1後	◎			
	文章理解	演習			1	2後	◎			
	数的処理Ⅱ	演習			1	2前	◎			
	数的処理Ⅲ	演習			1	2後	◎			
	社会科学Ⅱ	演習			1	2前	◎			
	自然科学	演習			1	2前	◎			
	人文科学	演習			1	2後	◎			
	憲法演習	演習			1	2前	◎			
	民法(総則、物権)演習	演習			1	2前	◎			
	民法(債権、親族・相続)演習	演習			1	2後	◎			
	行政法演習	演習			1	2後	◎			
	ミクロ経済学演習	演習			1	2前	◎			
	マクロ経済学演習	演習			1	2後	◎			
	教職教養基礎Ⅰ	演習			1	2前	◎			
	保健体育科Ⅰ	演習			1	2後	◎			
	教職教養基礎Ⅱ	演習			1	2後	◎			
	法律科目演習Ⅰ	演習			1	3前	◎			
	法律科目演習Ⅱ	演習			1	3後	◎			
	経済科目演習Ⅰ	演習			1	3前	◎			
	経済科目演習Ⅱ	演習			1	3後	◎			
	行政科目演習Ⅰ	演習			1	3前	◎			
	行政科目演習Ⅱ	演習			1	3後	◎			
	会計学演習	演習			1	3前	◎			
	公務員試験直前対策Ⅰ(教養)	演習			1	3前	◎			
	文章理解演習	演習			1	3前	◎			
	人文科学演習	演習			1	3前	◎			
	公務員試験直前対策Ⅱ(教養)	演習			1	3後	◎			
	社会科学演習	演習			1	3後	◎			
	自然科学演習	演習			1	3後	◎			
	公務員試験直前対策Ⅰ(SPI)	演習			1	3前	◎			
	公務員試験直前対策Ⅱ(SPI)	演習			1	3後	◎			
	専門科目記述式演習	演習			1	3後	◎			
	教職教養応用Ⅰ	演習			1	3前	◎			
	保健体育科Ⅱ	演習			1	3前	◎			
	教職教養応用Ⅱ	演習			1	3後	◎			
	公務員試験直前対策Ⅲ(教養)	演習			1	4前	◎			
	公務員試験直前対策Ⅲ(SPI)	演習			1	4前	◎			
	公務員人物試験対策	演習			1	4前(後)	◎			
	教職総合演習	演習			2	4前	◎			
		小計(50科目)		0	0	57	—			
		合計(187科目)		37	177	57	—			

スポーツ学部 こどもスポーツ教育学科 履修モデル(小学校教諭一種免許状)

科目区分	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期	単位合計	卒業要件単位数
総合共通科目	教科養目教育	スポーツの文化(2) 現代国家と法(日本国憲法)(2) 生命と地球(2)	人間と哲学(2) ことばと日本文化(2) ことばと異文化(2)						12	6単位以上
	言語・異文化理解科目	英語Ⅰ(1) 中国語Ⅰ(1)	英語Ⅱ(1) 中国語Ⅱ(1)	英語コミュニケーションⅠ(1) 中国語Ⅲ(1) 実用中国語(1)	英語コミュニケーションⅡ(1) 中国語Ⅳ(1)				9	6単位以上
	情報科目教育	データサイエンス入門(1)	情報処理演習Ⅰ(1)	情報処理演習Ⅱ(1)	情報処理演習Ⅲ(1)				4	2単位以上
	キャリア科目					キャリアデザインⅠ(1)	キャリアデザインⅡ(1)		5	5単位以上
	単位数小計	キャリア基礎演習Ⅰ(1) 19		キャリア基礎演習Ⅱ(1) 8		キャリア基礎演習Ⅲ(1) 3		0	30	30単位以上
専門教育科目	通学科目共	スポーツ指導論(2)				体カトレーニング論(2)		レクリエーション論(2)	6	6単位以上
	児童教育科目	体育科教育概論(2)	国語科教育概論(書写を含む。)(2) 社会科教育概論(2) 算数科教育概論(2) 音楽科教育概論(2)	理科教育概論(2) 国語科指導法(2) 社会科指導法(2) 算数科指導法(2) 図画工作指導法(2)	児童英語概論(2) 理科指導法(2) キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅰ(1)	生活科指導法(2) 音楽科指導法(2) 家庭科指導法(2) 体育科指導法(2) 児童英語指導法(2) 水泳指導法(2) ダンス指導法(2) キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅱ(1)	キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅲ(1)		42	22単位以上
	スポーツ教育科目		スポーツ教育概論(2)	救急処置(2) ジュニアスポーツ論(2)	学校体育指導演習(2) 学校体育のマネジメント(2)				10	10単位以上
	ゼミナール科目			ゼミナールⅠ(2)	ゼミナールⅡ(2)	ゼミナールⅢ(2)	ゼミナールⅣ(2)		12	12単位
	実技スポーツ科目	陸上競技A(1)	体操(体づくり運動を含む。)(1) バスケットボール(1)	水泳(1)					4	4単位以上
	単位数小計	17		28		22		7	74	60単位以上
自由選択科目	教職課程関連科目	教職論(2)	教育原論(2)	教育心理学(2) 特別支援教育概論(1) 教育制度論(2)	教育相談(2) 教育課程論(2)	特別活動・総合的な学習の時間指導法(2) 生徒・進路指導論(2)	教育実習(小)(4) 道徳教育指導法(2) 教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)(2)	教職実践演習(小・中・高)(2)	28	18単位以上
	単位数小計	4		9		13		2	28	
自由科目	教職関連科目								0	卒業要件単位には含まない
	K-CIP関連科目								0	卒業要件単位には含まない

スポーツ学部 こどもスポーツ教育学科 履修モデル(小学校教諭一種免許状・中学校教諭一種免許状(保健体育)・高等学校教諭一種免許状(保健体育))

科目区分	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期	単位合計	卒業要件単位数	
総合共通科目	教養科目教育	スポーツの文化(2) 現代国家と法(日本国憲法)(2) 生命と地球(2)	人間と哲学(2) ことばと日本文化(2) ことばと異文化(2)						12	6単位以上	
	言語・異文化	英語Ⅰ(1) 中国語Ⅰ(1)	英語Ⅱ(1) 中国語Ⅱ(1) 日本語表現Ⅰ(1)	英語コミュニケーションⅠ(1) 中国語Ⅲ(1)	英語コミュニケーションⅡ(1) 中国語Ⅳ(1)				9	6単位以上	
	情報科目教育	データサイエンス入門(1)	情報処理演習Ⅰ(1)	情報処理演習Ⅱ(1)	情報処理演習Ⅲ(1)				4	2単位以上	
	キャリア科目					キャリアデザインⅠ(1)	キャリアデザインⅡ(1)		5	5単位以上	
	単位数小計	キャリア基礎演習Ⅰ(1)		キャリア基礎演習Ⅱ(1)		キャリア基礎演習Ⅲ(1)			0	30	30単位以上
専門教育科目	通学科目共	スポーツ運動学(運動方法を含む。)(2) 解剖生理学(2)	スポーツ心理学(2) スポーツ生理学(2)			体カトレーニング論(2)			10	6単位以上	
	児童教育科目	体育科教育概論(2)	国語科教育概論(書写を含む。)(2) 社会科教育概論(2) 算数科教育概論(2) 音楽科教育概論(2)	理科教育概論(2) 国語科指導法(2) 社会科指導法(2) 算数科指導法(2) 図画工作指導法(2)	児童英語概論(2) 理科指導法(2) キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅰ(1)	生活科指導法(2) 音楽科指導法(2) 家庭科指導法(2) 体育科指導法(2) 児童英語指導法(2) 水泳指導法(2) ダンス指導法(2) キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅱ(1)	キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅲ(1)		42	22単位以上	
	スポーツ教	衛生学及び公衆衛生学(2)	スポーツ教育概論(2)	救急処置(2)	学校体育のマネジメント(2) 学校保健Ⅰ(学校安全を含む。)(2) 精神保健(2) 学校体育指導演習(2)	学校保健Ⅱ(小児保健を含む。)(2)				16	10単位以上
	ゼミナール			ゼミナールⅠ(2)	ゼミナールⅡ(2)	ゼミナールⅢ(2)	ゼミナールⅣ(2)		12	12単位	
	実技スポーツ	バスケットボール(1) 陸上競技A(1)	体操(体づくり運動を含む。)(1) サッカー(1)	柔道(1)	器械運動(1) 水泳(1)					7	4単位以上
	単位数小計	28		32		22			5	87	60単位以上
自由選択科目	教職課程関連科目	教職論(2)	教育原論(2)	教育心理学(2) 特別支援教育概論(1) 教育制度論(2)	教育相談(2) 教育課程論(2)	特別活動・総合的な学習の時間指導法(2) 生徒・進路指導論(2)	教育実習(小)(4) 道徳教育指導法(2) 教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)(2)	教職実践演習(小・中・高)(2)	28	18単位以上	
	単位数小計	4		9		13			0	28	
自由科目	教職関連科目			保健体育科教育法Ⅰ(2)	保健体育科教育法Ⅱ(2)	保健体育科教育法Ⅲ(2)	保健体育科教育法Ⅳ(2)	教育実習Ⅰ(中・高)(2) 教育実習Ⅱ(中・高)(2)		13	卒業要件単位には含まない
	K-CIP関連科目							教育実習事前事後指導(中・高)(1)		0	卒業要件単位には含まない

北九州市立小学校一覧

	学校名	所在地	学級数	児童数(人)
1	大積小学校	北九州市門司区大字大積974番地3	8	137
2	小森江西小学校	北九州市門司区羽山一丁目12番1号	7	98
3	小森江東小学校	北九州市門司区二夕松町2番1号	8	67
4	白野江小学校	北九州市門司区白野江三丁目2番1号	6	88
5	大里東小学校	北九州市門司区中二十町7番1号	13	333
6	大里南小学校	北九州市門司区新原町15番1号	15	378
7	大里柳小学校	北九州市門司区不老町二丁目1番1号	20	552
8	田野浦小学校	北九州市門司区田野浦一丁目18番1号	6	87
9	西門司小学校	北九州市門司区東新町一丁目10番1号	20	491
10	萩ヶ丘小学校	北九州市門司区寺内二丁目7番1号	14	340
11	柄杓田小学校	北九州市門司区大字柄杓田1002番地1	3	22
12	藤松小学校	北九州市門司区藤松一丁目19番1号	10	225
13	松ヶ江北小学校	北九州市門司区大字畑518番地	6	91
14	松ヶ江南小学校	北九州市門司区吉志二丁目20番1号	23	614
15	港が丘小学校	北九州市門司区清見一丁目18番38号	14	306
16	門司海青小学校	北九州市門司区清滝五丁目3番21号	10	253
17	門司中央小学校	北九州市門司区東門司二丁目16番1号	7	158
18	藍島小学校	北九州市小倉北区大字藍島246番地3	2	3
19	足原小学校	北九州市小倉北区足原二丁目8番1号	25	663
20	足立小学校	北九州市小倉北区宇佐町一丁目6番7号	7	174
21	泉台小学校	北九州市小倉北区泉台一丁目3番1号	17	433
22	到津小学校	北九州市小倉北区上到津一丁目9番1号	15	283
23	井堀小学校	北九州市小倉北区井堀三丁目15番1号	11	226
24	今町小学校	北九州市小倉北区今町三丁目19番1号	7	109
25	貴船小学校	北九州市小倉北区白銀二丁目8番1号	6	134
26	清水小学校	北九州市小倉北区清水二丁目13番1号	28	744
27	霧ヶ丘小学校	北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目12番1号	21	491
28	小倉中央小学校	北九州市小倉北区堺町二丁目4番1号	17	324
29	桜丘小学校	北九州市小倉北区赤坂二丁目21番1号	10	239
30	三郎丸小学校	北九州市小倉北区三郎丸三丁目13番1号	19	434
31	寿山小学校	北九州市小倉北区大島三丁目10番1号	11	245
32	富野小学校	北九州市小倉北区常盤町3番1号	11	244
33	中井小学校	北九州市小倉北区中井二丁目12番1号	21	570
34	中島小学校	北九州市小倉北区昭和町16番1号	8	148
35	西小倉小学校	北九州市小倉北区城内6番1号	30	880
36	日明小学校	北九州市小倉北区日明四丁目4番1号	19	493

	学校名	所在地	学級数	児童数(人)
37	南丘小学校	北九州市小倉北区南丘一丁目1番1号	9	216
38	南小倉小学校	北九州市小倉北区新高田一丁目1番1号	15	282
39	市丸小学校	北九州市小倉南区大字市丸472番地2	7	56
40	合馬小学校	北九州市小倉南区大字合馬304番地	6	57
41	長行小学校	北九州市小倉南区長行東三丁目8番1号	16	359
42	企救丘小学校	北九州市小倉南区企救丘二丁目1番1号	27	684
43	北方小学校	北九州市小倉南区北方二丁目2番1号	14	278
44	朽網小学校	北九州市小倉南区朽網西五丁目12番1号	14	273
45	葛原小学校	北九州市小倉南区葛原四丁目24番1号	26	720
46	広徳小学校	北九州市小倉南区南方四丁目1番1号	16	376
47	志井小学校	北九州市小倉南区大字志井280番地	20	485
48	城野小学校	北九州市小倉南区富士見三丁目2番1号	8	159
49	新道寺小学校	北九州市小倉南区大字新道寺820番1号	7	127
50	すがお小学校	北九州市小倉南区大字山本393番地6	7	67
51	曾根小学校	北九州市小倉南区中曾根三丁目9番1号	30	841
52	曾根東小学校	北九州市小倉南区中曾根東三丁目5番1号	18	480
53	高蔵小学校	北九州市小倉南区上吉田三丁目11番1号	10	194
54	田原小学校	北九州市小倉南区田原新町二丁目1番1号	21	542
55	徳力小学校	北九州市小倉南区徳力新町二丁目2番1号	17	422
56	長尾小学校	北九州市小倉南区長尾四丁目30番1号	15	397
57	貫小学校	北九州市小倉南区上貫三丁目1番1号	19	465
58	沼小学校	北九州市小倉南区沼本町二丁目4番1号	22	514
59	東朽網小学校	北九州市小倉南区朽網東三丁目4番1号	9	208
60	守恒小学校	北九州市小倉南区星和台二丁目1番1号	32	923
61	湯川小学校	北九州市小倉南区湯川新町一丁目8番1号	21	594
62	横代小学校	北九州市小倉南区横代南町二丁目4番1号	21	574
63	吉田小学校	北九州市小倉南区中吉田一丁目3番1号	24	662
64	若園小学校	北九州市小倉南区若園三丁目14番22号	17	445
65	青葉小学校	北九州市若松区青葉台西三丁目1番1号	21	514
66	赤崎小学校	北九州市若松区西小石町8番1号	7	193
67	江川小学校	北九州市若松区大字乙丸5番地	11	259
68	鴨生田小学校	北九州市若松区鴨生田四丁目13番1号	16	333
69	くきのうみ小学校	北九州市若松区修多羅一丁目11番4号	9	207
70	小石小学校	北九州市若松区宮前町3番1号	7	131
71	高須小学校	北九州市若松区高須東四丁目14番1号	13	285
72	花房小学校	北九州市若松区大字小竹2227番地	8	151
73	ひびきの小学校	北九州市若松区ひびきの北8番26号	48	1,421
74	深町小学校	北九州市若松区西畑町13番1号	12	237
75	藤木小学校	北九州市若松区今光一丁目18番1号	14	272

	学校名	所在地	学級数	児童数(人)
76	二島小学校	北九州市若松区東二島五丁目13番1号	12	245
77	若松中央小学校	北九州市若松区白山二丁目1番1号	16	310
78	祝町小学校	北九州市八幡東区祝町一丁目23番12号	6	108
79	枝光小学校	北九州市八幡東区枝光四丁目12番1号	9	195
80	大蔵小学校	北九州市八幡東区勝山一丁目1番1号	9	200
81	河内小学校	北九州市八幡東区河内一丁目7番2号	3	19
82	皿倉小学校	北九州市八幡東区尾倉一丁目15番1号	21	499
83	高槻小学校	北九州市八幡東区中畑二丁目5番1号	6	99
84	高見小学校	北九州市八幡東区高見四丁目1番1号	13	362
85	槻田小学校	北九州市八幡東区松尾町9番1号	20	534
86	花尾小学校	北九州市八幡東区祇園一丁目6番1号	21	594
87	ひびきが丘小学校	北九州市八幡東区諏訪二丁目7番1号	9	173
88	八幡小学校	北九州市八幡東区中央三丁目9番1号	13	265
89	青山小学校	北九州市八幡西区青山一丁目7番1号	14	301
90	赤坂小学校	北九州市八幡西区本城東五丁目6番1号	13	269
91	浅川小学校	北九州市八幡西区浅川町10番1号	27	677
92	穴生小学校	北九州市八幡西区穴生一丁目13番1号	15	395
93	池田小学校	北九州市八幡西区池田三丁目2番1号	14	308
94	医生丘小学校	北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目10番1号	17	378
95	永犬丸小学校	北九州市八幡西区美原町9番1号	19	499
96	永犬丸西小学校	北九州市八幡西区永犬丸西町四丁目4番1号	13	346
97	大原小学校	北九州市八幡西区町上津役東一丁目12番1号	15	255
98	折尾西小学校	北九州市八幡西区西折尾町15番1号	20	520
99	折尾東小学校	北九州市八幡西区光明一丁目2番1号	14	317
100	香月小学校	北九州市八幡西区香月中央三丁目3番1号	16	401
101	楠橋小学校	北九州市八幡西区楠橋上方一丁目3番1号	13	278
102	熊西小学校	北九州市八幡西区西曲里町7番1号	18	475
103	黒畑小学校	北九州市八幡西区西鳴水二丁目4番1号	18	412
104	黒崎中央小学校	北九州市八幡西区藤田四丁目4番24号	20	513
105	上津役小学校	北九州市八幡西区上の原一丁目4番1号	21	608
106	木屋瀬小学校	北九州市八幡西区木屋瀬東三丁目1番1号	21	465
107	竹末小学校	北九州市八幡西区竹末一丁目18番1号	10	236
108	千代小学校	北九州市八幡西区千代五丁目17番1号	18	448
109	筒井小学校	北九州市八幡西区筒井町3番1号	10	257
110	塔野小学校	北九州市八幡西区塔野一丁目3番1号	13	331
111	中尾小学校	北九州市八幡西区下上津役一丁目6番1号	16	389
112	鳴水小学校	北九州市八幡西区東鳴水一丁目1番1号	13	266
113	則松小学校	北九州市八幡西区則松二丁目1番1号	14	363
114	萩原小学校	北九州市八幡西区萩原三丁目5番1号	12	201

	学校名	所在地	学級数	児童数（人）
115	引野小学校	北九州市八幡西区引野三丁目15番1号	20	521
116	星ヶ丘小学校	北九州市八幡西区星ヶ丘二丁目7番1号	15	385
117	本城小学校	北九州市八幡西区本城一丁目23番1号	22	539
118	光貞小学校	北九州市八幡西区光貞台一丁目4番1号	20	532
119	八児小学校	北九州市八幡西区町上津役西四丁目5番1号	14	293
120	八枝小学校	北九州市八幡西区八枝四丁目5番1号	21	525
121	あやめが丘小学校	北九州市戸畑区沢見二丁目3番1号	13	372
122	一枝小学校	北九州市戸畑区一枝二丁目7番1号	11	215
123	大谷小学校	北九州市戸畑区菅原四丁目6番1号	12	246
124	鞆ヶ谷小学校	北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町4番1号	9	210
125	天籟寺小学校	北九州市戸畑区夜宮二丁目1番1号	8	160
126	戸畑中央小学校	北九州市戸畑区新池二丁目1番12号	22	609
127	中原小学校	北九州市戸畑区中原西三丁目1番1号	15	276
128	牧山小学校小学校	北九州市戸畑区丸町二丁目15番25号	15	265

【資料6-2】

北九州市立中学校一覧

	学校名	所在地	学級数	生徒数(人)
1	東郷中学校	北九州市門司区黒川西一丁目9番1号	3	68
2	戸ノ上中学校	北九州市門司区寺内四丁目1番1号	11	328
3	早鞆中学校	北九州市門司区清見三丁目13番1号	6	154
4	松ヶ江中学校	北九州市門司区大字畑2077番地	11	332
5	緑丘中学校	北九州市門司区緑ヶ丘6番1号	11	320
6	門司中学校	北九州市門司区丸山二丁目5番1号	12	276
7	柳西中学校	北九州市門司区柳原町1番1号	17	477
8	足立中学校	北九州市小倉北区萩崎町3番1号	12	338
9	板櫃中学校	北九州市小倉北区白萩町8番1号	19	534
10	菊陵中学校	北九州市小倉北区下富野一丁目2番1号	10	243
11	霧丘中学校	北九州市小倉北区黒原三丁目17番1号	20	653
12	思永中学校	北九州市小倉北区大門一丁目5番1号	20	664
13	篠崎中学校	北九州市小倉北区原町二丁目8番1号	17	493
14	白銀中学校	北九州市小倉北区白銀一丁目13番1号	3	98
15	富野中学校	北九州市小倉北区常盤町8番1号	8	222
16	南小倉中学校	北九州市小倉北区高尾一丁目4番1号	9	223
17	企救中学校	北九州市小倉南区南若園町1番1号	15	335
18	広徳中学校	北九州市小倉南区南方四丁目13番1号	13	391
19	志徳中学校	北九州市小倉南区企救丘四丁目4番1号	19	548
20	城南中学校	北九州市小倉南区富士見三丁目3番1号	7	139
21	菅生中学校	北九州市小倉南区徳吉南二丁目2番1号	15	444
22	曾根中学校	北九州市小倉南区中曾根二丁目13番1号	21	583
23	田原中学校	北九州市小倉南区田原五丁目1番1号	17	558
24	沼中学校	北九州市小倉南区沼緑町一丁目1番1号	17	501
25	東谷中学校	北九州市小倉南区木下499番地の1	5	105
26	南曾根中学校	北九州市小倉南区上曾根五丁目12番1号	10	275
27	守恒中学校	北九州市小倉南区葉山町三丁目3番10号	16	451
28	湯川中学校	北九州市小倉南区湯川新町四丁目25番1号	15	406
29	横代中学校	北九州市小倉南区横代北町三丁目5番1号	12	308
30	吉田中学校	北九州市小倉南区中吉田三丁目8番1号	16	450
31	石峯中学校	北九州市若松区今光一丁目12番8号	8	157
32	向洋中学校	北九州市若松区小石本村町21番1号	6	140
33	高須中学校	北九州市若松区高須北一丁目1番1号	18	545
34	洞北中学校	北九州市若松区大字竹並3087番地の1	18	615
35	二島中学校	北九州市若松区二島四丁目5番1号	12	342
36	若松中学校	北九州市若松区白山二丁目12番45号	11	352

	学校名	所在地	学級数	生徒数 (人)
37	枝光台中学校	北九州市八幡東区枝光五丁目8番1号	7	143
38	大蔵中学校	北九州市八幡東区大蔵一丁目4番1号	5	104
39	尾倉中学校	北九州市八幡東区尾倉三丁目10番1号	9	182
40	高見中学校	北九州市八幡東区高見四丁目4番1号	7	212
41	中央中学校	北九州市八幡東区中央三丁目9番2号	11	230
42	槻田中学校	北九州市八幡東区宮の町一丁目5番1号	11	342
43	花尾中学校	北九州市八幡東区桃園四丁目4番1号	12	352
44	浅川中学校	北九州市八幡西区浅川学園台二丁目4番1号	28	919
45	穴生中学校	北九州市八幡西区萩原三丁目6番1号	14	346
46	永犬丸中学校	北九州市八幡西区永犬丸四丁目5番1号	21	728
47	沖田中学校	北九州市八幡西区沖田四丁目18番1号	15	406
48	折尾中学校	北九州市八幡西区中須一丁目3番1号	12	297
49	香月中学校	北九州市八幡西区香月中央五丁目6番1号	10	321
50	熊西中学校	北九州市八幡西区山寺町4番1号	12	364
51	黒崎中学校	北九州市八幡西区西鳴水一丁目1番1号	17	462
52	上津役中学校	北九州市八幡西区上上津役三丁目12番1号	14	395
53	木屋瀬中学校	北九州市八幡西区大字野面1942番地の5	15	471
54	千代中学校	北九州市八幡西区千代二丁目23番1号	14	407
55	則松中学校	北九州市八幡西区則松三丁目5番1号	13	420
56	引野中学校	北九州市八幡西区別所町14番1号	13	413
57	本城中学校	北九州市八幡西区本城東六丁目14番1号	14	390
58	八児中学校	北九州市八幡西区町上津役西四丁目16番1号	9	194
59	大谷中学校	北九州市戸畑区東大谷一丁目9番1号	8	223
60	高生中学校	北九州市戸畑区高峰一丁目6番1号	11	266
61	飛幡中学校	北九州市戸畑区小芝一丁目8番20号	13	450
62	中原中学校	北九州市戸畑区境川二丁目6番1号	13	278

【資料 6-3】

北九州市立高等学校

	学校名	所在地	学級数	生徒数 (人)
1	北九州市立高等学校	北九州市戸畑区浅生1丁目10番1号	15	584

○福原学園就業規則

平成23年学園規則第 2 号

施行：平成23年 4 月 1 日

最終改正：令和 3 年 4 月 1 日

目次

第 1 章 総則	(第 1 条～第 3 条)
第 2 章 人事	
第 1 節 任命権者	(第 4 条)
第 2 節 採用	(第 5 条～第 7 条)
第 3 節 職種及び職務	(第 8 条)
第 4 節 異動	(第 9 条、第10条)
第 5 節 休職	(第11条)
第 6 節 退職及び解雇	(第12条～第19条)
第 3 章 給与	(第20条)
第 4 章 評価	(第21条)
第 5 章 服務	(第22条～第27条)
第 6 章 労働時間、休日及び休暇等	(第28条～第34条)
第 7 章 研修	(第35条)
第 8 章 賞罰	(第36条～第41条)
第 9 章 安全・衛生	(第42条～第50条)
第10章 出張	(第51条、第52条)
第11章 災害補償	(第53条、第54条)
第12章 退職手当	(第55条)
第13章 補則	(第56条)
附則	

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校法人福原学園（以下「学園」という。）に勤務する職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項について定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則において職員とは、次の各号に掲げる者で、学園に常時勤務する者

をいう。

- (1) 教育職員
 - (2) 事務職員
 - (3) その他理事長が必要と認める者
- 2 前項各号に掲げる者については、期間を定めて雇用し、又は期間を定めて短時間雇用することがある。
- 3 前項の規定により雇用された職員に関してこの規則と異なる取扱いについては、福原学園契約職員規程(平成23年学園規則第1号)、福原学園非常勤講師就業規則(平成26年学園規則第2号)及び福原学園パートタイマー等就業規則(平成23年学園規則第3号)で別に定める。

(規則の遵守)

第3条 学園及び職員は、ともにこの規則を守り、相協力して、業務の運営に当たらなければならない。

第2章 人事

第1節 任命権者

(任命権者等)

第4条 職員の任命権者は、理事長とする。

- 2 所属長とは、学長、校長、園長及び法人事務局長をいう。
- 3 職員の服務に関することは、所属長が行う。

第2節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、試験又は選考により行う。

- 2 職員は、採用の際、速やかに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 履歴書(学園指定の様式)
 - (2) 誓約書
 - (3) 身元保証書
 - (4) その他学園が必要と認める書類
- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員及び事務職員の任用については、福原学園任用規則(昭和35年学園規則第5号。以下「任用規則」という。)で定める。

(変更等の届出)

第6条 職員は、前条第2項に掲げる提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度、直ちにこれを届け出なければならない。

(試用期間)

第7条 新たに職員として採用した者については、採用の日から6月間を試用期間とする。ただし、任命権者が認めた者については、この期間を短縮し、又は設けないことがある。

- 2 試用期間中に職員とするに不相当と認められた場合は、解雇することがある。
- 3 試用期間は、勤続年数に算入する。

第3節 職種及び職務

(職種及び職務)

第8条 教育職員の職種は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学及び短期大学 教授、准教授、講師、助教及び助手
 - (2) 高等学校 教諭、養護教諭
 - (3) 幼稚園 教諭
- 2 前項各号に規定する設置校には、前項に規定するもののほか、その他必要な職種を置くことができる。
 - 3 第1項各号に規定する職種の職務は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条、第60条(第62条の規定により準用される規定を含む。)及び第92条の定めるところによるものとする。
 - 4 事務職員の職種及び職務は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 事務員 総務、人事、経理、教務、入試及び学生の厚生補導等に関する事務並びに情報処理、産学連携等に関する専門的な事務に従事する。
 - (2) 司書 図書に関する事務に従事する。
 - 5 職種ごとの等級の基準とする標準的な職務については、福原学園昇任昇格規程(平成26年学園規程第8号)で別に定める。

第4節 異動

(教育職員の任用)

第9条 教育職員の任用の資格審査の基準等については、任用規則で定める。

(配置換)

第10条 職員は、業務上の必要により、配置換を命ぜられることがある。ただし、教育職員の職種を変更するとき又は教育職員を設置校間で異動させるときは、当該職員の所属長及び当該職員の同意を得るよう努めるものとする。

- 2 前項の規定により配置換を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

第5節 休職

(休職)

第11条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- (1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合又は第30条に規定する病気休暇が90日を超える場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴された場合
 - (3) 自己の都合により引き続き1月以上欠勤した場合
 - (4) 学園の都合により学園外の業務に従事する場合
 - (5) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - (6) その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合
- 2 職員の休職期間、手続等については、福原学園職員休職規程（平成23年度学園規程第8号）で定める。

第6節 退職及び解雇

(退職)

第12条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認された場合
- (2) 第14条第2項に規定する日に至った場合
- (3) 期間を定めて雇用され、その期間が満了した場合
- (4) 休職規程第3条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しない場合
- (5) 本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合
- (6) 業務上の事由による傷病の打切補償をされた場合
- (7) 退職勧奨に同意して退職する場合
- (8) その他退職事由が発生した場合

(自己都合による退職手続)

第13条 職員は、自己の都合により退職する場合は、退職を予定する日の30日前までに、退職願を提出しなければならない。

(定年)

第14条 職員の定年は、60歳とする。ただし、教育職員のうち、教授の定年については、65歳とする。

- 2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(再雇用)

第15条 定年（60歳に限る。）により退職した者については、再雇用することができる。

- 2 再雇用に関する事項については、福原学園再雇用職員規程（平成23年学園規程第4

号)で定める。

(解雇)

第16条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することがある。

- (1) 勤務実績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがないと認められた場合
- (2) 精神又は身体の障害により、業務に堪えられないと認められた場合
- (3) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職務を果たし得ないと認められた場合
- (4) 教育職員として必要な教員免許状等が失効した場合
- (5) 経営環境の悪化により、やむを得ず職員の減員が必要となった場合
- (6) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

2 解雇の手続き、その他の必要な事項については、福原学園人事委員会規程（平成23年学園規程第14号。以下「人事委員会規程」という。）で定める。

(解雇予告)

第17条 前条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか、又は労働基準法（昭和22年法律49号。以下「労基法」という。）第12条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて解雇する場合は、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

(退職後又は解雇後の責務)

第18条 職員は、退職後又は解雇された後も職務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。

(退職時、解雇時等の証明)

第19条 学園は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合において、使用期間、業務の種類、業務における地位、給与、退職の事由又は解雇の理由についての証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

- (1) 退職した場合
- (2) 解雇又は解雇を予告された場合

2 前項の証明書には、職員の請求した事項のみを記入する。

第3章 給与

(給与)

第20条 職員の給与については、福原学園給与規則（平成21年学園規則第1号）で

定める。

第4章 評価

(人事評価)

第21条 職員の勤務成績について、人事評価を実施する。

2 職員の人事評価については、福原学園人事評価規程（平成21年学園規程第2号）で定める。

第5章 服務

(誠実義務)

第22条 職員は、創立者の建学の精神である自律処行を尊重し、学園の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、学園の秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

第23条 職員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 上司の職務上の指示に従い、職場の秩序を保持し、相協力して、その職務を遂行しなければならない。
- (2) 労働時間中は、職務に専念し、みだりに職務と関係のない行為をしてはならない。
- (3) 学園の施設、車両、事務機器及びその他物品等を許可なく職務以外の目的で使用又は持ち出してはならない。
- (4) 職場の内外を問わず、学園の名誉又は信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (5) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (6) 学園内で、選挙運動その他の政治的活動及び布教活動をしてはならない。
- (7) 休業日に、所属長の許可なく学生、生徒、幼児（以下「学生等」という。）を登校させ又は校外に引率してはならない。
- (8) 所定の納付金以外の金銭を、所属長の許可なく学生等から徴収してはならない。
- (9) 学生等に対し、所属長の許可なく物品等の販売又は斡旋を行ってはならない。
- (10) 学園の施設内で、所属長の許可なく文書掲示又は集会を行ってはならない。
- (11) その他学園の秩序の維持の妨げとなる行為をしてはならない。

(職員の倫理)

第24条 職員は、常に学園の職員であることを自覚し、その倫理を保持しなければ

ならない。

(ハラスメントの防止)

第25条 職員は、ハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為(以下「ハラスメント」という。)をしてはならない。

2 ハラスメントを防止するための措置等については、福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程(平成21年学園規程第1号)で定める。

(兼業の制限)

第26条 職員は、あらかじめ理事長の許可を得なければ、兼業をしてはならない。

(秘密の保持)

第27条 職員は、職務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。

第6章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間等)

第28条 職員の所定労働時間は、労使協定を締結し、毎年4月1日を起算日とする1年単位の変形労働時間制を適用し、1年を平均して週40時間以内とする。ただし、大学及び短期大学の教授、准教授、講師、助教については、労使協定を締結し、専門業務型裁量労働制を適用することがある。

2 職員の1日の労働時間は、午前8時30分から午後5時(土曜日は、午後1時)までとし、休憩時間(土曜日は除く。)は午後0時15分から午後1時までとする。

3 前項の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、業務の実態等により、別に定める時刻及び時間とすることがある。この場合において、職員に休憩時間を一斉に付与できないこととなるときは、労使協定を締結するものとする。

4 前2項の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、業務運営の都合により、予告の上、変更することがある。

5 管理職にある者又は断続的勤務に服する者は、第1項及び第2項の定めは適用しない。

6 休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 毎月の第二土曜日及び第四土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 冬期休業(12月27日から翌年の1月5日までの日。ただし、前3号に掲げる日を除く。)

(5) 夏期休業(8月11日から8月18日までの日。ただし、第1号から第3号に掲げる日を除く。)

(6) その他学園において臨時に定めた日

7 業務の都合により、所定の労働時間を超えて時間外勤務をさせ、又は休日勤務をさせることがある。

8 前各項に定めるもののほか、職員の労働時間等に関し必要な事項については、福原学園職員の労働時間、休暇等に関する規程（平成23年学園規程第9号。以下「労働時間、休暇等規程」という。）で定める。

(年次休暇)

第29条 職員は、1年（4月1日から3月31日まで）につき20日の年次休暇を受けることができる。ただし、当該年度の中で新たに採用された職員は、当該年度の在職期間に応じた年次休暇を受けることができる。

2 前項の規定により10日以上年次休暇を付与したときは、当該年次休暇のうち5日については、付与した日から1年以内に、学園が時季を指定することにより付与するものとする。ただし、5日のうち、本人が取得し、又は次項に定める計画的付与が行われたときは、学園は、その日数分については、時季を指定して付与しない。

3 5日を超えて付与した年次休暇については、職員の過半数を代表する者との書面による協定を締結したときは、当該協定に定める時季に計画的に取得させることとする。

4 年次休暇の取扱いその他の必要な事項については、労働時間、休暇等規程で定める。

(病気休暇)

第30条 職員は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、病気休暇を受けることができる。

2 病気休暇の取扱いその他の必要な事項については、労働時間、休暇等規程で定める。

(特別休暇)

第31条 職員は、冠婚葬祭等につき、特別休暇を受けることができる。

2 特別休暇の種類、取扱いその他の必要な事項については、労働時間、休暇等規程で定める。

(表彰休暇)

第32条 職員は、福原学園の発展及び社会的貢献に功績があったと認められ、表彰された場合、表彰休暇を受けることができる。

2 表彰休暇の取扱いその他の必要な事項については、労働時間、休暇等規程で定める。

(育児休業等)

第33条 職員は、子を養育するために、育児休業、1日の労働時間の一部について勤務しないこと、その他子の養育を容易にする措置（次項において「育児休業等」という。）を申し出ることができる。

2 育児休業等の対象者、手続その他の必要な事項については、福原学園育児休業等に関する規程（平成23年学園規程第10号）で定める。

(介護休業等)

第34条 職員の家族で、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、介護を要する者がいる場合は、介護休業、1日の労働時間の一部について勤務しないこと、その他介護を容易にする措置（次項において「介護休業等」という。）を申し出ることができる。

2 介護休業等の対象者、期間、手続その他の必要な事項については、福原学園介護休業等に関する規程（平成11年学園規程第2号）で定める。

第7章 研修

(研修)

第35条 教育職員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 事務職員には、業務に関する必要な知識、技能及び資質を向上させるため、研修を命ずることがある。

3 事務職員の研修については、福原学園事務職員等研修規程（平成9年学園規程第17号）で定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第36条 職員又はその団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰する。

- (1) 職員の模範として推奨すべき行為があった場合
- (2) 業務上特に顕著な功績があった場合
- (3) 永年勤続し、勤務成績が良好な場合
- (4) その他表彰に値する場合

2 職員又はその団体の表彰については、福原学園表彰規程（平成23年学園規程第11号）で定める。

(懲戒)

第37条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、次項の区分により懲戒処分を行うことがある。

- (1) 法令及び就業に関する諸規則等に違反した場合
 - (2) 職務上の義務に違反した場合
 - (3) 故意又は重大な過失により学園に損害を与えた場合
 - (4) 正当な理由なく遅刻、早退、欠勤するなど勤務を怠った場合
 - (5) 重大な経歴詐称をした場合
 - (6) 学園の名誉を汚し、社会的信用を失墜させる行為をした場合
 - (7) 学園の風紀及び秩序(ハラスメントによる場合を含む。)を乱す行為をした場合
 - (8) 学園の業務運営を著しく阻害した場合
 - (9) その他前各号に準ずる不都合な行為があった場合
- 2 懲戒の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 懲戒解雇 即時に解雇し、退職手当の全部又は一部を支給しない。この場合において、労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する解雇予告手当を支給しない。
 - (2) 降職 職務上の地位、資格を下げる。
 - (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、240労働日以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
 - (4) 減給 始末書を提出させるほか、給与の一部を減額する。ただし、その額は1回の事案につき平均賃金の1日分の半額を限度とし、また、一給与支払期において複数の事案について減額する場合の総額は、当該給与支払期における給与総額の10分の1を限度とする。
 - (5) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。
- 3 職員が懲戒事由に該当する行為をした場合、第1項に定める懲戒処分を行うと決定されるまでの間、自宅謹慎を命ずることがある。この場合においては、労基法第26条に定める休業手当を支給する。

(諭旨退職)

第38条 懲戒解雇に該当する場合であっても、特別の事情又は事由があった場合には、本人の将来を考慮して退職願の提出を勧告し、諭旨退職とすることがある。ただし、これに応じない場合は、懲戒解雇とする。

(懲戒処分の決定)

第39条 懲戒の手続き、その他の必要な事項については、人事委員会規程で定める。

(訓告等)

第40条 前条の懲戒処分に至らない場合についても、服務を厳正にし、規律を保持

する必要があるときは、文書等により訓告又は嚴重注意（以下「訓告等」という。）を行うことがある。

（損害賠償）

第41条 職員が故意又は重大な過失によって学園に損害を与えた場合は、第37条又は前条の規定による懲戒又は訓告等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第9章 安全・衛生

（協力義務）

第42条 職員は、安全・衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令のほか、学園の指示を守るとともに、学園が行う措置に協力しなければならない。

（安全・衛生管理）

第43条 学園は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとるものとする。
2 職員の安全・衛生管理については、福原学園安全衛生管理規程（平成14年学園規程第41号）で定める。

（安全・衛生教育）

第44条 職員は、学園が行う安全・衛生に関する教育を受けなければならない。

（非常災害時の措置）

第45条 職員は、火災その他の非常災害の発生を発見し、又はその発生の恐れがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに緊急時の連絡体制に従って連絡し、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努めなければならない。

（安全・衛生に関する遵守事項）

第46条 職員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）安全・衛生について、学園の命令、指示等を守り、実行すること。
- （2）常に職場の整理、整頓及び清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- （3）安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他の危険防止等のための諸設備の適正な使用に努めること。

（健康診断）

第47条 学園は、職員に対して、毎年定期的に健康診断を行う。

- 2 前項のほか、必要に応じて全部又は一部の職員に対し、臨時にこれを行うことがある。
- 3 職員は、正当な事由なしに健康診断を拒んではならない。

4 学園は、健康診断の結果に基づき必要と認める場合には、職員に対して、就業の禁止、労働時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

(伝染病の届出)

第48条 職員は法定伝染病又はこれに準ずる伝染病にかかった場合は、直ちに届けて指示を受けなければならない。職員の同居人又は近隣者が法定伝染病にかかり、又はその疑いのある場合も同様とする。

(健康保持の為の就業制限)

第49条 学園は、衛生管理上必要と認められる者に対しては、労働時間の制限、勤務の転換、治療その他当該職員の健康保持に必要な措置を命ずることができる。

(女性職員の保護)

第50条 女性職員は、産前産後等につき、保護措置を受けることができる。

2 女性職員の保護措置に係る事項については、福原学園女性職員の保護措置に関する規程（平成23年学園規程第12号）で定める。

第10章 出張

(出張)

第51条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 職員は、正当な理由なく出張命令を拒むことはできない。

3 出張が終了したときは、原則としてその結果を文書にして速やかに所属長に報告しなければならない。

(旅費)

第52条 前条の出張に要する旅費に関する手続その他必要な事項については、福原学園旅費規則（平成23年学園規則第6号）で定める。

第11章 災害補償

(業務災害)

第53条 職員の業務上の災害に係る災害補償及び保険給付については、労基法第8章及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の定めるところによる。

(通勤災害)

第54条 職員の通勤途上における災害に係る保険給付については、労災保険法の定めるところによる。

第12章 退職手当

(退職手当)

第55条 職員の退職手当については、福原学園退職手当規則（平成23年学園規則5

号) で定める。

第13章 補則

(規則の改正)

第56条 この規則の改正は、理事会において、議決を必要とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 福原学園就業規則（平成9年学園規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○福原学園特任教員規程

平成23年学園規程第2号

施行：平成23年4月1日

最終改正：令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、福原学園契約職員規程（平成23年学園規程第1号）第2条第2項に基づき、特任教員の雇用、給与その他の基本的事項について、福原学園就業規則（平成23年学園規則第2号。以下「就業規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において特任教員とは、60歳に達した後に、一事業年度内で雇用期間を定め、就業規則第28条に定める労働時間で雇用される者のうち、学校法人福原学園（以下「学園」という。）が設置する大学又は教育研究施設（以下「大学等」という。）に勤務する教育職員として、雇用される者をいう。

2 特任教員は、特任教授、特任准教授又は特任講師と称する。

(特任教員の選考)

第3条 特任教員は、学園が設置する大学等において教育に従事することを希望する者のうちから選考する。

(雇用期間)

第4条 特任教員の雇用期間は、当該事業年度の範囲内とする。

2 前項の雇用期間は、特任教員が希望し、かつ、当該雇用期間を更新することが必要と認められる場合は、5年を限度に更新することができる。この場合において、特任教員に健康状態及び在職中の勤務成績が良好であることを要するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特任教員に任用された者の雇用期間の限度となる日は、70歳に達する日の属する年度の3月末日とする。

(雇用の特例)

第5条 第2条及び前条の規定にかかわらず、学園の運営上特に必要があると認めるときは、特任教員の雇用期間を別に定めることができる。

(就業規則の適用)

第6条 特任教員の就業に関する事項については、本規程で定めるもののほか、就業規則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、特別な職務を行う者について学園が必要と認めた場合

は、その職務に応じた労働条件とすることができる。

(職務)

第7条 特任教員は、教育に関する職務に従事する。この場合、原則として、週12時間以上の授業を担当するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、授業時間外において、担当する教育に関する研究を行うことができる。また、教授会及び大学等の運営に関する会議に出席するものとする。
- 3 特任教員は、管理職の職務を免除する。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認め、かつ、本人の同意を得た場合は、管理職の職務を命じることがある。

(給与の種類)

第8条 特任教員の給与の種類は、本給及び諸手当とする。

- 2 本給は、別表第1に掲げる本給表の月額をいう。
- 3 諸手当は、福原学園給与規則（平成21年学園規則第1号。以下「給与規則」という。）の規定を準用する。
- 4 賞与は支給しない。

(昇給)

第9条 昇給は、毎年4月1日に実施する。

- 2 昇給は、人事評価規程第7条に規定する成績評語（第9条に規定する異議申し立て後の成績評語を含む。以下同じ）に基づき、行うこととする。
- 3 昇給は、前項に規定する成績評語を給与規則別表8-1の標準昇給表を適用した場合に得られる号数とする。

(給与規則の準用)

第10条 特任教員の給与の支給日及び諸手当の支給については、給与規則の規定を準用する。

(休日)

第11条 特任教員の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 冬期休業（12月27日から翌年の1月5日までの日。ただし、前2号に掲げる日を除く。）
- (4) 夏期休業（8月11日から8月18日までの日。ただし、第1号及び第2号に掲げる日を除く。）

(5) その他学園において臨時に定めた日

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、常務理事会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 福原学園所管大学等特任教員に関する規程（平成16年学園規程第18号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行日より前に、現に任用されている特任教員については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条第2項関係)

イ 大学特任教員本給表

教員の区分	3等級 (特任講師)			4等級 (特任准教授)			5等級 (特任教授)		
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	200,000	250,000	300,000	250,000	300,000	350,000	300,000	350,000	400,000
2	200,460	250,460	300,460	250,570	300,570	350,570	300,720	350,720	400,720
3	200,920	250,920	300,920	251,140	301,140	351,140	301,440	351,440	401,440
4	201,380	251,380	301,380	251,710	301,710	351,710	302,160	352,160	402,160
5	201,840	251,840	301,840	252,280	302,280	352,280	302,880	352,880	402,880
6	202,300	252,300	302,300	252,850	302,850	352,850	303,600	353,600	403,600
7	202,760	252,760	302,760	253,420	303,420	353,420	304,320	354,320	404,320
8	203,220	253,220	303,220	253,990	303,990	353,990	305,040	355,040	405,040
9	203,680	253,680	303,680	254,560	304,560	354,560	305,760	355,760	405,760
10	204,140	254,140	304,140	255,130	305,130	355,130	306,480	356,480	406,480
11	204,600	254,600	304,600	255,700	305,700	355,700	307,200	357,200	407,200
12	205,060	255,060	305,060	256,270	306,270	356,270	307,920	357,920	407,920
13	205,520	255,520	305,520	256,840	306,840	356,840	308,640	358,640	408,640
14	205,980	255,980	305,980	257,410	307,410	357,410	309,360	359,360	409,360
15	206,440	256,440	306,440	257,980	307,980	357,980	310,080	360,080	410,080
16	206,900	256,900	306,900	258,550	308,550	358,550	310,800	360,800	410,800
17	207,360	257,360	307,360	259,120	309,120	359,120	311,520	361,520	411,520
18	207,820	257,820	307,820	259,690	309,690	359,690	312,240	362,240	412,240
19	208,280	258,280	308,280	260,260	310,260	360,260	312,960	362,960	412,960
20	208,740	258,740	308,740	260,830	310,830	360,830	313,680	363,680	413,680
21	209,200	259,200	309,200	261,400	311,400	361,400	314,400	364,400	414,400
22	209,660	259,660	309,660	261,970	311,970	361,970	315,120	365,120	415,120
23	210,120	260,120	310,120	262,540	312,540	362,540	315,840	365,840	415,840
24	210,580	260,580	310,580	263,110	313,110	363,110	316,560	366,560	416,560
25	211,040	261,040	311,040	263,680	313,680	363,680	317,280	367,280	417,280
26	211,500	261,500	311,500	264,250	314,250	364,250	318,000	368,000	418,000
27	211,960	261,960	311,960	264,820	314,820	364,820	318,720	368,720	418,720
28	212,420	262,420	312,420	265,390	315,390	365,390	319,440	369,440	419,440
29	212,880	262,880	312,880	265,960	315,960	365,960	320,160	370,160	420,160
30	213,340	263,340	313,340	266,530	316,530	366,530	320,880	370,880	420,880

教員の区分	3 等級 (特任講師)			4 等級 (特任准教授)			5 等級 (特任教授)		
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
31	213,800	263,800	313,800	267,100	317,100	367,100	321,600	371,600	421,600
32	214,260	264,260	314,260	267,670	317,670	367,670	322,320	372,320	422,320
33	214,720	264,720	314,720	268,240	318,240	368,240	323,040	373,040	423,040
34	215,180	265,180	315,180	268,810	318,810	368,810	323,760	373,760	423,760
35	215,640	265,640	315,640	269,380	319,380	369,380	324,480	374,480	424,480

備考

- この本給表は、九州共立大学、九州女子大学及び九州女子短期大学並びに大学に準ずる教育施設で学園の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する特任教員に適用する。
- 号俸欄に掲げる号俸を超える号俸の本給額は、学園が別に定めるところによる。

前期 教室別時間割表

九州女子大学・九州女子短期大学

館名	教室番号	教室名称	収容人数	月						火						水						木						金																							
				1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6																		
弘明館	B104	食品加工実習室	70							九女大 [栄養学科3年] 食品加工実習						九女大 [栄養学科3年] 食品加工実習						九女大 [こどもス ポーツ教育学 科3年] 家庭科指導法						九女大 [こどもス ポーツ教育学 科3年] 家庭科指導法						九女大 [生活デザイン学科3年] 調理実習Ⅱ																	
	B308	服飾デザイン室	48		九女大 [生活デザイン学科3年] ゼミナールⅢ																		九女大 [こどもス ポーツ教育学 科3年] 家庭科指導法						九女大 [こどもス ポーツ教育学 科3年] 家庭科指導法						九女大 [児童・幼児教 育学科3年] 家庭科指導法						九女大 [児童・幼児教 育学科3年] 家庭科指導法						九女大 [生活デザイン学科2年] 被服構成実習Ⅰ				
思静館	F141	理科実験室	78		九女大 [児童・幼児教 育学科2年] 幼児と環境	九女大 [児童・幼児教 育学科2年] 幼児と環境					九女大 [児童・幼児教 育学科2年] 理科教育概論						九女大 [児童・幼児教 育学科4科年] キャリア発展 ゼミナール																																		
	F142	理科準備室Ⅰ	-																																																
	F143	理科準備室Ⅱ	-																																																
	F144	図画工作室	70	九女大 [こどもス ポーツ教育学 科2年] 図画工作指導 法	九女大 [こどもス ポーツ教育学 科2年] 図画工作指導 法	九女大 [児童・幼児教 育学科2年] 図画工作指導 法	九女大 [児童・幼児教 育学科2年] 図画工作指導 法				九女大 [児童・幼児教 育学科4科年] 造形演習						九女大 [児童・幼児教 育学科4科年] 工芸染色実習						九女大 [子ども健康 学科1年] 図画工作						九女大 [子ども健康 学科1年] 図画工作						九女大 [児童・幼児教 育学科2年] 幼児と表現						九女大 [児童・幼児教 育学科2年] 幼児と表現										
	F145	図画工作準備室	-																																																

後期 教室別時間割表

【資料9】

九州女子大学・九州女子短期大学

館名	教室番号	教室名称	収容人数	月						火						水						木						金											
				1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6						
弘明館	B104	食品加工実習室	70															九女大 【生活デザイン学科2年】 調理学実習Ⅰ								九女大 【生活デザイン学科3年】 スキルアップ講座E								九女大 【生活デザイン学科3年】 調理学実習Ⅲ					
	B308	服飾デザイン室	48			九女大 【生活デザイン学科3年】 被服構成学実習Ⅲ						九女大 【生活デザイン学科2年】 被服構成学実習Ⅱ						九女大 【生活デザイン学科2年】 アパレルCAD演習								九女大 【生活デザイン学科3年】 スキルアップ講座E													
思静館	F141	理科実験室	78												九女大 【児童・幼児教育学4科年】 キャリア発展ゼミナール			九共大 【こどもスポーツ教育学科2年】 理科指導法	九共大 【こどもスポーツ教育学科2年】 理科指導法							九女大 【児童・幼児教育学科2年】 保育内容指導法（環境）						九女大 【児童・幼児教育学科2年】 保育内容指導法（環境）	九女大 【児童・幼児教育学科2年】 保育内容指導法（環境）	九女大 【児童・幼児教育学科2年】 生活科指導法					
	F142	理科準備室Ⅰ	-																																				
	F143	理科準備室Ⅱ	-																																				
	F144	図画工作室	70		九女短大 【専攻科1年】 芸術学特別演習Ⅰ	九女大 【児童・幼児教育学科2年】 保育内容指導法（表現）	九女大 【児童・幼児教育学科2年】 保育内容指導法（表現）								九女大 【児童・幼児教育学科4科年】 キャリア発展ゼミナール	九女大 【児童・幼児教育学科1年】 図画工作	九女大 【児童・幼児教育学科1年】 図画工作		九女大 【児童・幼児教育学科1年】 図画工作																				
	F145	図画工作準備室	-																																				